

千里山に私立中学校旧制があった 島学園千里山中学



千里山住宅地の北西、「第二噴水」の彼方、坂道を下った山あいの地にあった千里山中学校。開校以来10年を経て廃校。この校舎は吹田第一中学に転用（昭25年→昭38年）。現在、この校舎跡にスーパーマーケット体南千里店が開業。

昭和十五年三月二十二日付の朝日新聞は次のような記事を掲載しました。

大阪近郊千里村に設立の千里山中学（理事長 島安兵衛氏）は、二十日付で文部省から設立許可があったので、生徒募集に着手、四月十日から仮校舎で開校することになった。

募集人員は二五〇名で、本月二十六日まで入学願書を受付け、二十七日から三日間人物考査、身体検査を行い、三十一日合格者を発表する。

こうして島学園千里山中学は、千里山の地で開校しましたが、この学校の歩みには予期しない事態が起りました。すなわち戦後まもなく経営難を理由に吹田市に買収して欲しいと申し出があり、新学制に基づいて吹田市立千里山高校として再出発しましたが、昭和二十五年に廃校という経過です。

編集部ではこのような経緯を追及すべく、千二小卒業生で千里山中に在学された木谷彰良氏に執筆を依頼し、同時に東谷勝司先生から資料の提供を受けました。

母校を憶う

教育改革と千里山中の変遷

十四回生 木谷 彰良

1. はじめに

本年一月、千里山会・会誌編集担当の萩原直大様より、私及び弟・彰宏に対し同一文書による手紙を頂き、又、千二小の級友・柿崎眞吾兄より、千里山会の概要とその活動等についての説明と、萩原様より要請があれば協力して欲しいとの電話をお受けしました。

その要旨は、およそ四十年ぐらゐの歴史をもつ千里山会。昨年は第十四回総会・懇親会の開催と第十三回会誌の配布。本年度は、八月目途に第十四回会誌編集・配布の予定。ついては、かねてより特集したいと思っていた「私立島学園千里山中学校及び同高校の経緯」について教えて欲しいとの事です。

何しろ六十余年の昔のこと、現行六・三制の学校制度改革に伴うものであり知り得る範囲でお応えしたい

と思います。冗漫・時系列ならぬ無系列・記憶違いの乱文、お許し賜りたいと思います。

2. 自己紹介

私、キタニ・アキラ、出自は1931年(昭和六年)大阪市。注(以下年号は、西暦と日本元号を適宜使用します。) 嬰兒の頃、当時大阪府三島郡大字千里村(現大阪府吹田市千里山)へ転居。昭和十二年に義務教育の千里第二尋常小学校入学、同十八年卒業。以降旧制の私立千里山中学校を経て同じく旧制の大阪市立都島工業専門学校を昭和二十六年三月に卒業。

職歴としては、昭和二十六年九月に京都市へ就職。土木技術者として平成元年三月までの三十七年七カ月の公務員生活。そして平成十四年まで大手銀行系列の不動産企業で調査業務に従事。現在は年金生活の後期高齢者。

私、今年傘寿を迎えました。八十年間のうち誕生から千里山の居住は二十九年間、京都でのそれは五十二年間。なお、千里山で居住、京都での仕事の九年間を

加味すれば京都での生活はすでに六十年を超えたこととなりすっかり京都人になってしまいました。

3. 学校教育関係法令と「六・三・三・四

制」について

千里山中学・同高校の経緯等を検証するためには学校教育関係法令の理解が必要と考えます。広辞苑には「教育基本法」について「日本国憲法の精神に基づき第二次大戦後の新しい日本の教育の根本理念を確定した法律」(1947年制定)。

「教育の目的、教育の方針、教育の機会均等、義務教育、男女共学、学校教育、社会教育、政治教育、宗教教育、教育行政を規定、教育法令の基本をなす」と解説しております。

この教育基本法に基づき学校制度の基本を定めた法律として「学校教育法」が1947年に制定され戦後の学制改革として六・三・三・四制が導入され今日に至っております。

結論として修学期限は義務教育として小学校六年、

中学校三年、その上に高等学校三年、大学四年としております。

ここで一番大きな改革はと問われれば1907年(明治四十年) 以来の義務教育六年修業を、中学校の三年修業を加え計九年に拡大したことと思えます。

ここで参考として各学校の現行法の役割等についてその歴史を振り返り検証したいと思います。

学校教育法第二章第十七条

*小学校 1872年(明治五年) 公布の学制以来の初等教育機関。学校教育法により修業年限六年。

注 (発足時四年)

満六歳より満十二歳までの学齢児童の修業を法律上で義務づけている。現行法上では尋常小学校の尋常と高等科の文字は消え、単に小学校となっている。小学校は1886年(明治十九年)初めて制定。義務教育の修業年限四年。1907年(明治四十年)一部改正。修業年限六年。1947年(昭和二十二年)学校教育法制定により現在に至る。

なお、第二次大戦の終末期に「国民の基礎的鍛錬を目的」として、1941年(昭和十六年)乃至1947年(昭和二十二年)に小学校に代えて「国民学

校」が制定された。私達年代はこれに該当し、小学校は入学していない、または小学校を卒業していないとジョークを飛ばされる方もいらっしゃいます。

学校教育法第三章第三十五条

* 中学校 小学校の教育を基礎として、中等普通教育を施す学校。修業年限三年で小学校六年とともに義務教育。

学校教育法第四章四十一条

* 高等学校 中学校教育の基礎の上に高等普通教育および専門教育を施すことを目的とした学校。

1948年(昭和二十三年)設立。

学校教育法第五章第五十二条

* 大学 学術の研究および教育の最高機関。1918年(大正七年)大学令などによって規定され、第二次大戦後に学校教育法に基づいて設置。

注 小学校、中学校、高等学校の語尾は校ですが例(千里第二小学校等) 大学は法制上これをつけず。例えば関大は関西大学であり関西大学校とは呼称しない。法制上大学校と云うのは「省庁など行政機関が管轄している大学程度の学校(気象大学校、防衛大学校)などである。」

の(私)が昭和二十三年卒業、従って一期生は昭和二十年卒業。(昭和十九年度生)五年間の修業期限を遡れば昭和十五年四月入学となります。

第二次大戦終結時に、旧制中学校の修業年限(五年)が(四年)となる。二十一年三月の卒業予定者が、二十一年三月に卒業している。戦後、元の五年に戻る。

「吹田市政七十年史」の教育関係年表

注 (国) は国などの動き

1947年(昭和二十二年四月)教育基本法施行。(国)
六・三・三・四制の男女共学制。

国民学校は小学校に。新制中学発足(国)

1948年(昭和二十三年四月)学校教育法施行(国)
1949年(昭和二十四年四月)旧千里山中学校を買収し、第一中学校独立校舎に移転。市立千里山高校開校

1950年(昭和二十五年三月)市立千里山高校廃校

1950年(昭和二十五年四月)府立吹田高校開校

なお学校教育法の施行が昭和二十三年四月と示され

4. 私立千里山中学校・同高等学校の経緯等に

ついて

千里山中学校の正式名称に「私立島学園」の冠がついていることを初めて知りました。

私の千里山中学の経緯は、四期生として、昭和十八年入学、同二十三年卒業の旧制度最後の卒業生です。

第二次大戦終結後の学校制度の改革、その真つ只中でいろいろな体験もありましたが、千里山中学校卒業後、同校の経緯等については全く知る由もありません。ただひとつ千里第二小学校の進路が吹田市立吹田第一中学校となりましたが、校舎がなく他の小学校との併設や二部授業でしのいでいたとのことでした。

昭和十五年に市制を敷いた吹田市の「吹田市政七十年史」の教育関係の年表をひもとき(後記)検証を行いたいと思います。

まずもって「島学園」の「島」の由来―創設者「島安兵衛氏」は大阪船場の老舗・大店のオーナー。四年生か、五年生のとき、校長を併任され我々を指導。

創立年次 昭和十五年と推定。根拠として、四期生

ていますが、吹田市政七十年史本文―教育制度の礎―に昭和二十二年四月二十二日、本市初の中学校が開校したとの記載があります。矛盾を感じます。

参考として、教育基本法と学校教育法の公布と施行は、次の様に定められています。

教育基本法 昭和二十二年三月三十一日公布法律二十五号

附則 この法律は公布の日からこれを施行する
学校教育法 昭和二十二年三月三十一日公布法律二十六号

附則九十三条 この法律は昭和二十二年四月一日からこれを施行する。

*なぜ一年間だけの高等学校設立か

吹田市政七十年史で記述のとおり、吹田市立高等学校が昭和二十四年四月に開校、昭和二十五年三月に廃校となっています。何故一年限りなのか。一見奇異に感じられるが制度上当然と思われる。これは大学の入学資格を保証する措置、すなわち旧制度五年で得られた資格が、新制度では中学三年、高校三年の計六年となり、この一年のギャップを埋めたと考えます。

なお昭和二十五年三月廃校の市立千里山高校に代えて大阪府立吹田高校が同年四月に開校しています。

参考として根拠法律では

「学校教育法第五十六条 大学の入学資格（要旨）高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者・・・以下略」と定めています。

なお、本制度の該当者は千里山中学第五期生で、その経緯は次の通りです。

昭和十九年四月旧制度中学入学、昭和二十二年三月新制度中学卒業 修業年間三年
昭和二十二年四月新制度高校入学 昭和二十四年三月新制度高校二年修業 修業年間二年
昭和二十四年四月新制度高校三年、昭和二十五年三月新制度高校卒業修業年間一年——この間に昭和二十四年四月旧千里山中学校を買収して、市立千里山高校開校
昭和二十五年三月同校廃校

5. 脱稿に当たって

千里山中学校。私は旧制度で五年間学びました。兄（故人）は二期生として前頁上段で紹介の繰上げ卒業生で四年間修業しました。

また、弟は公立の吹田一中生として、二年生・三年生の時を私立千里山中学校舎で学びました。

本当に浅からぬ運命の出会いでした。

当事者でなければ知り得ぬ事も色々あります。

ア 市立吹田一中が、開業中の私立千里山中学の校舎・施設を利用して発足しました。両者間でどの様な形で運営したのか。例 校舎等の分割利用か、共同利用か。

イ 旧制度で試験に合格、五年間の担保を得た千里山中学生が三年で放り出される。進路を高校へと定める者への救済措置としての私立千里山高校と云うものがあつたのか否か。入学試験の有無は。などなど。

吹田市政七十年史に学校の校舎写真が掲載されています。校名は旧第一中学校となっていますが、その実、

私が五年間学んだ旧千里山中学校の校舎そのものと思えます。なつかしさが一杯です。（編集部：巻頭の写真です）

なお、旧千里山中学校周辺の現状は、千里ニュータウンの開発や、万国博覧会等の大型プロジェクトにより校舎群はすべて解体され当時の面影は残していないとのことです。——私は現状を知りません。（編集部：現在はイオンとなっています）

本稿は教育・学校法令を中心にまとめました。何年ぶりに六法全書をひもとき広辞苑の助けを借り拙文をまとめました。長々のお付き合い有難うございました。

また、吹田市政七十年史等をお貸し頂きました義弟「山下欣男」さん（千里山中学とは関係なし）——を初めご協力頂いた方々に厚く御礼申し上げます。

（完）



東谷 勝司先生

一中と千里山高校の校舎問題

昭和二十二年、六三制新教育がスタート。新制中学が発足した（新制高校は一年後）。しかし全国的に中学の施設・教員の確保もつかず教員教材も整わず「何も無い中からの出発」であった。吹田市でも中学校の独立校舎は用意出来ず、千二・吹二・豊津小卒業生が進学する一中は、吹一小学校に間借りして開校した。

一中を千里山中校舎へ

この変則的な教育条件を解消すべく、二年経った二十四年度、市当局は先に買収した千里山中学の校舎へ一中を移転することとした。しかし千里山中学は新制高校となり、生徒はそのまま在籍しているわけで、一中が移転してきても使用できる教室はわずか四教室。これでは一中の校舎問題は解決できない。やむなく昭和二十四年中

に既に廃校となった私立桜蘭女学校跡（千里山東一丁目・後に千二小の分校）を買収し、そこへ千里山高校を移転してもらおうという計画をたてたが、千里山高校の保護者会、同窓会の反対があり実現しなかった。計画変更を余儀なくされた当局は、当分一中生徒を千里山高校校舎と桜蘭女学校跡に分散通学させることとし、この間に次の方策に着手した。その方策とは二十三年の新制高校発足に合わせて吹田市に新しく府立高校を誘致し、そこに千里山高校生を入れ、一中の独立校舎を確保しようというもの。市は大阪府に陳情を繰り返し、漸く府も建設にふみきり、昭和二十五年岸部の地に府立吹田高校開校の段取りとなる。しかし千里山高校の生徒を入れてもらう問題は府教委が認めず暗礁に乗り上げた。

千里山高校は廃校

生徒は府立高校に編入

そこで市当局は「高校学区制によって生徒をそれぞれの学区の府立高校へ転入させる」よう府教委に交渉し「各府立高校長が了承すればそのように取り扱ってよい」との言を得て、府下全域より通学している千里山高校生徒の出身学区を調査し、各府立高校長を訪ね説得を続け、困難な対応の中で先ず茨木高校長の了解をとり、次いで

春日丘・大手前・北野・池田・豊中各高校長が了解した。次いで千里山高校生徒と保護者に、地域の府立高校へ試験を受けて編入してもらおうことをかなり抵抗を受けながら説得し、結果として全生徒を各府立高校に入学させることができ、千里山高校は廃校となった。

そして吹田一中は独立校舎をもつことになった。

(完)

編集部からのお願

木谷彰良様や東谷勝司先生のお陰を持ちまして、念願の「私立千里山中学（島学園）」について概要を知ることができました。

是非どなたかに、引き続き千里山中学校時代の思い出を述べていただきたいと思えます。

併せ、桜蘭女学校（千二小・分校）についても在学・在学されていないに関わらずどなたかに語っていただけたらありがたいのですが、よろしくお願ひします。